

一般社団法人 水産土木建設技術センター 殿

水産関係公共工事等発注者支援機関  
認 定 証

貴法人より提出のあった、水産関係公共工事等発注者支援機関に関する申請について、公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条第4項に基づいて、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価を目的として定めた、水産関係公共工事等発注者支援機関認定制度要項に基づき評価した結果、適切と認められるので、貴法人を水産関係公共工事等発注者支援機関として認定します。

なお、本証の有効期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

令和8年3月5日

水産関係公共工事等発注者支援機関認定協議会  
委員長 八木

